

舞鶴市プロポーザル方式実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、舞鶴市契約規則（昭和39年規則第25号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、市が発注する委託業務（以下「業務」という。）に関し、プロポーザル方式により契約の相手方の候補者を特定しようとする場合の事務取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロポーザル方式 業務の実施について、一定の条件を満たす提案者から実施方法、実施体制等の提案を受け、当該提案の審査及び評価（原則として、見積価格は対象に含めない。）を行い、当該業務の履行に最も適した契約の相手方の候補者（以下「候補者」という。）を特定する方式をいう。
- (2) 公募型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、提案者を公募により募集し、提案資格があると認められた者により実施する方式をいう。
- (3) 指名型プロポーザル方式 プロポーザル方式のうち、あらかじめ複数の提案者を指名し、実施する方式をいう。

(対象業務)

第3条 プロポーザル方式の対象となる業務は、技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求されるものであって、あらかじめ市において仕様を定めることが適さず、提案に基づいて仕様を作成するほうが最も優れた成果を期待できるものとする。ただし、この業務に予定する価格の上限が規則第24条の2に定める範囲を超えないものは、この限りではない。

(実施方式)

第4条 プロポーザル方式の実施は、公募型プロポーザル方式によるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指名型プロポーザル方式によることができる。

- (1) 業務の性質又は目的が公募型プロポーザル方式に適さないとき。
- (2) 公募型プロポーザル方式によることが不利と認められるとき。

(プロポーザル方式実施の審議)

第5条 プロポーザル方式を実施しようとする所管課長は、あらかじめ競争入札参加者資格等審査委員会規程（平成3年規程第3号）に定める競争入札参加者資格等審査委員会（以下「審査委員会」という。）に諮るものとする。

2 審査委員会は、当該業務が第3条の規定に適合するものと認めるときは、次に掲げる事項を審議するものとする。

- (1) 実施要領
- (2) 評価委員会の設置及び評価委員の選定
- (3) 評価項目、評価基準、ヒアリングの有無、採点が同点の場合の取扱いその他候補者の特定に必要な事項（以下「審査基準」という。）
- (4) 公募型プロポーザル方式にあっては参加条件の設定、指名型プロポーザル方式にあっては提案者の選定
- (5) その他審査委員会が必要と認める事項

3 所管課長は、前項の審査委員会に諮った事項について、詳細を策定するとき、又は変更（軽微なものを除く。）があるときは、あらかじめ審査委員会に諮らなければならない。

(提案資格)

第6条 プロポーザル方式に参加しようとする者は、業務ごとに次に掲げる要件に該

当する者でなければならない。

- (1) 規則第4条又は第6条に該当する者であること。
 - (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - (4) 舞鶴市入札参加停止に関する要綱（平成30年3月1日制定）の規定による競争参加資格の停止の期間中でない者であること。
 - (5) 舞鶴市契約に関する暴力団等排除措置要綱（平成25年1月1日制定）の規定による入札参加等除外措置の期間中でない者であること。
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める要件を満たしている者であること。
- （令和6年12月・一部改正）

（実施の公表）

第7条 市長は、公募型プロポーザル方式を実施しようとするときは、次に掲げる事項をホームページその他の手段により公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務の内容
- (3) 履行期限
- (4) 提案資格に関する事項
- (5) 提案手続に関する事項
- (6) 審査基準
- (7) 上限価格
- (8) その他市長が必要と認める事項

（公募型プロポーザル方式における参加表明手続）

第8条 公募型プロポーザル方式に参加を希望する者は、前条の公表において指定する日までに、プロポーザル提案意向申請書（様式第1号。以下「提案意向申請書」という。）その他必要となる書類を市長に提出しなければならない。

（提案資格の確認）

第9条 市長は、前条の規定に基づき提案意向申請書を提出した者（以下「提案意向申出者」という。）について、第6条に規定する提案資格を満たすものであるか確認するものとする。

2 市長は、提案意向申出者のうち提案資格を満たすことが確認できなかった者については、提案者としてはならない。

（提案資格確認の通知及び提案書の提出要請等）

第10条 市長は、提案意向申出者に対し、提案資格の確認の結果を、第7条の公表において指定する日までにプロポーザル提案資格確認結果通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 市長は、提案資格を満たすことが確認できた者に前項の結果を通知するときは、併せてプロポーザル関係書類提出要請書（様式第3号。以下「要請書」という。）により、提案書（様式第4号）の提出を要請するものとする。

3 市長は、提案資格を満たすことが確認できなかった者に第1項の結果を通知するときは、同項の通知に提案資格が認められなかった理由を記載するものとする。

4 第1項の結果の通知により提案資格が認められなかった旨の通知を受けた提案意向申出者は、通知をした日の翌日から起算して5日（舞鶴市の休日を定める条例（平成3年条例第1号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、市長に対し、書面により、その理由についての説明を求めることができるものとする。

(指名型プロポーザル方式における事業者の選定)

第11条 市長は、指名型プロポーザル方式を実施するときは、その提案資格を有すると認められた者の中から、事業者を選定するものとする。

(指名の通知及び提案書の提出要請等)

第12条 市長は、前条の規定により事業者を選定したときは、当該事業者に対し、次に掲げる事項を、プロポーザル提案指名通知書(様式第5号)により通知するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 業務の内容
- (3) 履行期限
- (4) 提案手続に関する事項
- (5) 審査基準
- (6) 上限価格
- (7) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の通知をするときは、要請書により、提案意思確認書(様式第6号)及び提案の意思があるときは提案書(様式第4号)の提出をあわせて要請するものとする。

3 事業者は、要請書において指定する日までに、提案意思確認書を市長に提出しなければならない。

(説明会)

第13条 提案に係る説明会は、原則として開催しない。ただし、業務の性質上、対面で説明を行わないと適切な提案が行われぬおそれがある場合を除く。

(評価委員会の設置)

第14条 市長は、プロポーザル方式を実施する業務について、提案の評価を厳正かつ公平に行うため、評価委員会を設置する。

2 評価委員会は、第5条第2項の規定に基づき審査委員会が適当と認められた審査基準により、提案を評価するものとする。

(評価委員会の構成等)

第15条 評価委員会は、業務ごとに委員(委員長を含む。以下「評価委員」という。)5名以上で構成するものとする。

2 委員は、所管部長、所管次長、所管課長及び所管課職員が、構成数の過半数とならないものとする。ただし、所管課が複数の場合はこの限りでない。

3 業務の内容に応じて、当該業務に関し優れた識見を有する者を委員に選任するものとする。

4 委員長が必要と認めるときは、関係者を出席させ、意見又は説明を聴くことができるものとする。

5 評価委員会の会議は、非公開とする。

6 評価委員会の庶務は、発注する業務を担当する課において行う。

(評価委員会の評価方法)

第16条 評価委員会は、提案書及びヒアリングに基づく各提案者の優劣について、審議しないように努めなければならない。

2 評価委員会の各評価委員は、提案書及びヒアリングの内容により、独立して提案の優劣を判定しなければならない。

3 評価委員会は、評価委員の採点を集計し、各提案の合計点を算出するものとし、評価委員はその採点が合計点に適正に反映されていることを確認しなければならない。

4 評価委員会は、合計点を算出し、各提案の順位を決定するときは、各評価委員の

判定に基づく採点以外の事由を加えて合計点の修正等を行ってはならない。

- 5 市長は、提案者が多数あり、候補者の特定に著しい支障が生じると認められる場合は、評価委員会において、あらかじめ定めた基準に基づき提案書の事前評価を行い、基準を満たした提案書についてのみ、ヒアリングを行った上で評価をさせることができる。
- 6 評価委員会は、前各項の規定により提案の順位を決定し候補者を特定したときは、市長に対し、提案者の名称、順位、採点の集計結果、評価委員会の記録その他必要な事項を、評価結果として報告しなければならない。
- 7 市長は、前号の報告に基づき候補者を特定しようとするときは、審査委員会に諮るものとする。

(評価委員会の評価結果に対する審査委員会による審査)

第17条 審査委員会は、候補者の特定に関して次の事項について審査するものとする。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
 - (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
 - (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
 - (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
 - (5) その他必要な事項
- 2 審査委員会は、前項の規定に基づく審査により、評価の過程、集計結果等に疑義があると認めた場合は、市長に対し是正のための必要な措置を求めることができる。

(守秘義務)

第18条 評価委員は、評価委員会において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市又は評価委員会が公表した情報については、この限りでない。

- 2 前項の規定は、評価委員会の会議に出席した評価委員以外の者についても同様とする。

(契約の相手方の候補者の特定)

第19条 市長は、第16条及び第17条の規定により候補者として特定した者（以下「特定者」という。）に対して特定した旨の通知(様式第7号)を行うものとする。

- 2 市長は候補者として特定しなかった者に対して特定しなかった旨及び評価結果の順位を通知(様式第8号)するものとする。

- 3 前項の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面により、市長に対して特定しなかった理由（以下「非特定理由」という。）についての説明を求めることができるものとする。

- 4 市長は、非特定理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内に、書面により回答(様式第9号)するものとする。

(提案資格の喪失等)

第20条 第9条の規定により提案資格を満たすことが確認された者が、その確認後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該業務に係る提案を行うことができないものとし、既に提出された提案書があるときは、これを無効とする。第11条第1項の規定により選定された指名業者についても同様とする。

- (1) 第6条に規定する提案資格を満たさないこととなったとき。
 - (2) 提案書その他提出書類に虚偽の記載をしたとき。
- 2 前項の場合において、市長は、当該提案者に対し、提案を行うことができない旨を理由を付して通知しなければならない。

(実施結果の公表)

第21条 市長は、プロポーザル方式の実施結果について、ホームページその他の公表手段により公表するものとする。

(特定者との協議)

第22条 所管課長は、特定者と当該業務に係る仕様及び契約締結の交渉を行うものとする。この場合において、特定者が提案書に記載した予定技術者等の変更は、原則として認めないものとする。

2 所管課長は、協議により仕様が決定したのちに予定価格を設定し、特定者に見積書の提出を依頼する。

3 所管課長は、契約締結に至らなかった場合は、次の候補者の特定について審査委員会に諮らなければならない。

(その他)

第23条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。ただし、評価委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が評価委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年12月5日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

舞鶴市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

⑩

プロポーザル提案意向申請書

年月日付けで実施の公表がありました、次のプロポーザルに参加を希望するため、必要書類を添えて申請します。

なお、提案資格を有すること及びすべての記載事項が事実と相違ないことを誓約します。

業務名

連絡担当者
所 属：
氏 名：
電 話：
F A X：

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

舞鶴市長

印

プロポーザル提案資格確認結果通知書

先に申請のあった に係るプロポーザル提案資格について、次のとおり
確認したので通知します。

| | |
|-----------------|---|
| 実施の公表日 | 年月日 |
| 業務名 | |
| 提案資格の有無 | （資格を有することを認めます。） （次の理由により、資格を有することを認められません。） |
| （提案資格がないと認めた理由） | |

※ 上記理由について説明を希望される場合は、年月日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

担当： 部 課 係
電話： (内線)

様式第3号（第10条、第12条関係）

第 号
年 月 日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

舞鶴市長 印

プロポーザル関係書類提出要請書

次の件について、所定の期日までに次の提出書類を提出していただきたく 通知します。

業務名

（提出書類）

- 1 提出意思確認書 提出期限 年 月 日
ただし公募型プロポーザル方式の場合は不要
- 2 提案書 提出期限 年 月 日
- 3 質問書（任意様式） 提出期限 年 月 日

（ヒアリングの日時及び場所）【ヒアリングを行う場合】

- 1 日 時 年 月 日
- 2 場 所

様式第4号（第10条、第12条関係）

年 月 日

舞鶴市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

提案書

次の件について、提案書を提出します。

業務名

連絡担当者

所 属：
氏 名：
電 話：
F A X：

様式第5号（第12条関係）

第 号
年 月 日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

舞鶴市長 印

プロポーザル提案指名通知書

次のとおり、プロポーザル方式による提案の指名業者として指名しましたので、提案してください。

- 1 業務名
- 2 業務の内容
- 3 履行期限
- 4 提案手続に関する事項
- 5 審査基準
- 6 上限価格
- 7 その他市長が必要と認める事項

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

舞鶴市長 様

所在地
商号又は名称
代表者職氏名

㊟

提案意思確認書

次の件について、提案書を

期限までに提出します。

提出しません。

業務名：

連絡担当者
所 属：
氏 名：
電 話：
F A X：

様式第7号（第19条関係）

第 号
年 月 日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

舞鶴市長 印

結果通知書

貴社から提案のあった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

- 1.業務名
- 2.審査結果 貴社を受託候補者として特定しました。

担当： 部 課 係
電話： (内線)

様式第8号（第19条関係）

第 号
年 月 日

（商号又は名称）
（代表者職氏名）様

舞鶴市長 印

結果通知書

貴社から提案のあった次の件について、審査結果を次のとおり通知します。

1.業務名

2.審査結果 貴社を受託候補者として特定しませんでした。

3.評価結果の順位
第 位（全社）

※ 受託候補者として特定されなかった場合で、特定されなかった理由の説明を希望されるときは、年月日までに、その旨を記載した書面（任意様式）を提出してください。

担当： 部 課 係
電話： (内線)

様式第9号（第19条関係）

第 号
年 月 日

（非特定者）様

舞鶴市長

印

提案書の非特定理由について（回答）

年 月 日付けで問い合わせの非特定理由について、下記のとおり回答します。

記

1 業務名：

2 非特定理由：